

平成 24 年 9 月 26 日

島田紳助氏・講談社の訴訟について第一審判決のお知らせ

報道各位

吉本興業株式会社
代表取締役 大崎 洋

島田紳助氏が、平成 24 年 9 月 2 日付発売の FRIDAY に掲載された「島田紳助○暴との親密メール大量流出で崖っぷち!」、「追及第 2 弾!『警察が注目する不動産トラブル』」等と題する記事に関して、株式会社講談社（代表取締役：野間省伸）及び同誌の編集長である秋吉敦司氏に訴訟提起していた事件について、本日、東京地方裁判所において、島田紳助氏勝訴の判決が言い渡されました。

本件は、弊社が直接の当事者となった事件ではございませんが、島田氏が弊社に所属していた時期に関連した事柄に関する記事が争われた訴訟であり、また、本訴訟の結果は、弊社の社会的評価にもかかわることでもありますので、以下のとおりの報告いたします。

同記事は、島田氏が、暴力団を使って、又は、暴力団から資金提供を受けて大阪・心斎橋の不動産を取得して事業を行っているとか、暴力団幹部が経営する不動産会社を使って地上げを行い、その謝礼として 10 億円を支払ったとか、島田氏が暴力団の威力を背景に不動産取引を行っており、警察から事情聴取される可能性がある等の事実を摘示しておりましたが、裁判所は、上記記事に関して島田氏の名誉を棄損するものであると認めたとはいえ、講談社において、「本件記事に記載された事実が真実であることやその真実であると信じることに相当の理由があることを主張しない旨言明した」ことなどを勘案したうえで、株式会社講談社及び秋吉敦司氏に対して、島田紳助氏に 330 万円の損害賠償を支払うこと等を命じました。

弊社としては、本件に関しては適切なお判断をいただいたものと考えております。

一方で、講談社が、本件記事に関してその真実であることまたは真実であると信じた相当の理由を主張しなかった事情については定かではなく、また講談社は、自らの取材対象者についてその証言が信用できないということを明らかにしていますが、少なくとも、今後は、このような杜撰とも言える取材に基づく記事ではなく、堂々とその信用性を主張できる取材、根拠に基づいた記事を掲載してもらいたいと考え、株式会社講談社及び同社社長である野間省伸氏に対して、再度、厳重に抗議いたします。また、今後、このような名誉棄損記事を掲載することがないよう、体質・体制の改善と掲載記事の質の向上を強く求めます。

弊社を支えてくださるファンの皆様並びに関係各位には、大変ご心配をおかけいたしておりますが、何卒、ご理解とご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上